ACSES ニュースレター_２３５３号（2022 年 7 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇『5kg～15kg 痩せるゼリー』食べると「動悸や息苦しさ」の健康被害　追跡取材で判明した『危険な医薬品成分』...動画配信者らを直撃<放送報道>
◇倉庫火災...今も消火活動中　消防車など 25 台出動　兵庫・神戸市<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)<消費者庁>
・19 省庁で検索結果に偽サイト　マイクロソフト「Bing」<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・ヒ素ミルク訴訟、森永が争う構え　救済不十分で賠償請求<Web 報道>
・文科省汚職、元局長らに有罪判決　東京医大の入試で次男に不正加点<新聞報道>
・子どもの転落事故に注意！－ 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を －<消費者庁>
・子どもの水の事故を防ごう！-7 月 25 日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！-<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[災害対策]
・鉄道橋53カ所で豪雨被災リスク　JR、補修や監視強化へ<Web報道>
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９８報）<厚生労働省>
[原子力施設全般]
◇原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委員会告示第 4 号）<官報>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇令和４年度「薬と健康の週間」の実施について<厚生労働省>
[4] 医薬品
◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 44 号）<官報>
◇アデュカヌマブ、認知症患者の希望だったのに　米「迅速承認」に賛否<新聞報道>
[5] 食品安全衛生関係
◇清酒の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 30 号）<官報>
[6] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 57 号）<官報>
◇大規模イベント会場における食品ロス削減実証の実施について<消費者庁>
[7] 温暖化対策関係

臭木（クサギ）

◇ヨーロッパで記録的な暑さ イギリス各地で観測史上初の 40 度超<放送報道>
◇猛威の欧州熱波　スペイン、ポルトガルで死者 1100 人超か<新聞報道>
◇欧州を記録的熱波が襲う　英で史上初 40 度超、火災発生<Web 報道>
◇米でも熱波、1 億人影響　各地で最高気温更新も<Web 報道>
[8] エネルギー問題
◇原発９基稼働も、需給逼迫　頼みは老朽火力―綱渡りの今冬電力見通し<Web 報道>
[9] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　２件　　[調査結果]　１件
[10] その他省庁発表　　５件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　20 件　　[開催記録、報告、資料等]　３件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：４件
[付録]
◇「いつ事故が起きても不思議ではない」名門・東京女子医大が“存続の危機”　理事長“女カルロス・ゴーン”の「疑惑のカネ」<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇『5kg～15kg 痩せるゼリー』食べると「動悸や息苦しさ」の健康被害　追跡取材で判明した『危険な医薬品成分』...動画配信者らを直撃
＜MBS NEWS　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.mbs.jp/news/feature/scoop/article/2022/07/090093.shtml
インターネット上で販売されていた“食べると痩せる”というゼリー。１箱１５本入りで、箱に同封されている紙にはベトナム語で「５ｋｇ～１５ｋｇ痩せる」ということが書かれていた。しかし、ゼリーを食べた人からは健康被害を訴える声が続出。取材班が調査を進めていくと、ゼリーには“日本では承認されていない医薬品成分”（シブトラミン、フェノールフタレイン）が入っていることがわかった。・・・・・・

◇倉庫火災...今も消火活動中　消防車など 25 台出動　兵庫・神戸市
＜FNN プライムオンライン　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/392294
兵庫・神戸市で、自動車用品を製造販売などする会社の倉庫で火事があり、21 日午後 4 時 50 分現在も消火活動が続いている。
午後 1 時前、神戸市垂水区下畑町にある自動車用品の製造販売会社で、倉庫から黒煙が出ているのを社員が見つけ、消防に通報した。
倉庫はおよそ 800 平方メートルあり、消防車などあわせて 25 台が出動し、消火活動が続いている。
消防などによると、従業員は全員避難していて、今のところけが人はいないということだが、取り残された人などがいないか確認している。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029512/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220720_01.pdf
特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うちガス栓（都市ガス用）１件、ガストーチ１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電動アシスト自転車１件、電動立ち乗り二輪車１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うちエアコン（室外機）１件、電気掃除機（充電式、スティック型）１件、ソーラー式充電器１件、自転車３件）

・19 省庁で検索結果に偽サイト　マイクロソフト「Bing」
＜共同通信　2022 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/921929984808386560?c=39546741839462401
米マイクロソフトの検索サービス「Bing（ビング）」を使うと、内閣府や文部科学省など少なくとも 19 省庁と複数の自治体で、偽サイトが検索結果に表示される問題が起きていたことが 19 日、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）への取材で分かった。偽サイトを訪れるとコンピューターウイルスに感染したり、不正なサイトに誘導されたりする恐れがあった。
日本マイクロソフトは「問題は把握しており、すでに対処した」と説明している。
調査会社アウンコンサルティング（東京）によると、国内の検索サービスのシェアはグーグルの約 88％に対し、ビングは約 11％にとどまる。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・ヒ素ミルク訴訟、森永が争う構え　救済不十分で賠償請求
＜共同通信　2022 年 7 月 20 日＞　https://nordot.app/922038708364066816?c=39546741839462401
1955 年に発生し、「戦後最大の食品中毒」とされる森永ヒ素ミルク事件で、脳性まひになった大阪市の女性（68）が森永乳業（東京）に計 5500 万円の損害賠償を求めた訴訟の第 1 回口頭弁論が 19 日、大阪地裁（池上尚子裁判長）であり、森永乳業側は請求棄却を求めた。
口頭弁論で原告の女性は意見陳述。「苦しみを、死ぬまで抱え続けなければならない」と訴えた。
森永乳業側は、事件を起こしたことに関し「謝罪の気持ちがある」とし、社会的な責任を負っていると主張。一方で女性が脳性まひになったことが、自社の粉ミルクを飲んだことに起因するかどうかについては争う構えを示した。

・文科省汚職、元局長らに有罪判決　東京医大の入試で次男に不正加点
＜朝日新聞　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ7M4QW7Q7GUTIL04Z.html
文部科学省の私立大学支援事業で東京医科大に便宜を図る見返りに、同大の入試で次男を合格させてもらったとして、受託収賄罪に問われた同省の元科学技術・学術政策局長・佐野太被告（62）に対し、東京地裁（西野吾一裁判長）は 20 日、懲役 2 年 6 カ月執行猶予 5 年（求刑懲役 2 年 6 カ月）の有罪判決を言い渡した。
贈賄罪に問われた同大前理事長の臼井正彦被告（81）には懲役1年6カ月執行猶予4年（求刑懲役1年6カ月）、前学長の鈴木衛被告（73）には懲役1年執行猶予2年（求刑懲役1年）、受託収賄幇助（ほうじょ）などの罪に問われたコンサル会社元役員の谷口浩司被告（51）には懲役2年執行猶予5年（求刑懲役2年）を言い渡した。
佐野元局長は公判で「息子への加点は知らなかった」と無罪を主張した。臼井前理事長ら3人も「加点は元局長に伝えていない」などと起訴内容を否認していた。
起訴状によると、佐野元局長は同省官房長だった2017年5月、臼井前理事長から、独自色がある私大の研究を国が支援する「私立大学研究ブランディング事業」の選定で便宜を図ってほしいと依頼された。
佐野元局長は、翌6月に谷口元役員を通して事業計画書の書き方などを助言。18年2月、見返りとして同大医学部を受験した次男の点数の加点を受け、不正に合格させてもらったとされる。

検察側は、佐野元局長が臼井前理事長から次男の受験について「来年は絶対大丈夫」と伝えられていたことなどから、「優遇措置を講じて合格させてくれる可能性を認識していた」と主張。不正入試は「多くの受験生らに多大な不公平感をもたらす」と批判した。

佐野元局長は「不正をしてまで合格させたいと考えていない」と無罪を訴えた。支援事業についても選定の職務権限はなく、入試での加点を「賄賂とは認識していない」と述べた。

東京地検特捜部は18年7月に、佐野元局長と谷口元役員を逮捕・起訴、臼井前理事長と鈴木前学長を在宅起訴していた。

・子どもの転落事故に注意！－ 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を －

＜消費者庁　2022 年 7 月 20 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_061/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_061/assets/consumer_safety_cms205_220720_01.pdf

消費者庁が実施した調査では、乳幼児の育児経験がある消費者の約4割が子育て中に転落事故の経験があり、その約3割が医療機関を受診した経験があると回答しています。東京消防庁「緊急搬送データ」においても、子どもの転落は各年代で多い事故の種類の一つであり、日常生活の中で多くの転落事故が発生している様子がうかがえます。また、厚生労働省「人口動態調査」によると、9歳以下の子どもの建物からの転落により、夏を中心に令和2年までの5年間で21人亡くなっています。

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報では、入院を必要とする事故のうち転落事故が最も多く約3割を占めていました。その約6割が頭部を受傷し、高い所に限らず比較的低い所からの転落であっても、頭部の骨折や頭蓋内損傷の事故が発生していました。

転落事故は落ち始めて地面に着くまであっという間です。見守りは大切ですが、保護者が常に目を離さずにいることは難しく、仮に見ていてもすぐそばにいなければ拾い上げることは困難です。重大な事故を防ぐためには、子どもの転落事故の特徴を知り、事前の対策を取ることが大切です。

・子どもの水の事故を防ごう！ -7 月 25 日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！ -

＜消費者庁　2022 年 7 月 20 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/

令和 3 年 4 月の国連総会での採択により毎年 7 月 25 日は「世界溺水防止デー」と宣言されています。世界では、毎年、推定 23 万 6 千人が溺れており、溺死は 1 歳から 24 歳までの子どもと若者の死因の上位 10 位以内に入っています。

日本では、厚生労働省「人口動態調査」によると 0～1 歳では浴槽での溺死、より活動的になる 5 歳以上では、自然水域での溺死が最も多く発生しています。

子どもの水の事故を防ぐため、関係機関から呼び掛けられている水の事故防止のためのポイント等を取りまとめました。この機会に、予防策を再度確認し、具体的な行動をとりましょう。

〈溺水防止の考え方〉

- 子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫を
- 子どもが水に接する場合は、大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りを
- 水に関する危険と対処法を学習し、事前の準備を

子どもは声や音を出さず静かに溺れることもあります。少しの時間、少しの水量と油断せず、子どもの見守りと合わせて溺水事故が起こらない環境づくりを行いましょう！

□*大災害、原発事故対策*

[災害対策]

・鉄道橋 53 カ所で豪雨被災リスク　JR、補修や監視強化へ

＜共同通信　2022 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/922041952864059392?c=39546741839462401

河川に架かる JR の鉄道橋約 5 千カ所のうち、472 カ所を各社が緊急調査した結果、53 カ所で橋脚流失など豪雨時の被災につながる恐れのある変状が確認された。国土交通省が 19 日、発表した。うち 28 カ所は補修が必要と判断、残る 25 カ所は監視を強化する。緊急工事が必要な橋はなかった。調査対象以外の橋も今後、定期点検で確認を進める。

国交省は昨年 9 月、鉄道橋の総点検を決定。橋の構造や立地条件などから、激流で川底がえぐられる「洗掘」が進んでいる恐れがある橋 472 カ所をリスト化し、各社に緊急調査を依頼、5 段階で健全度を判定した。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９８報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_4Sy9MYiQCPxGOJY

１　自治体の検査結果

小樽市、青森県、岩手県、山形県、栃木県、埼玉県、東京都、文京区、横浜市、新潟県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、高槻市、徳島県、香川県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

◇原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委員会告示第４号）

［官報］　令和４年７月 21 日　本紙　第 780 号　4～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220721/20220721h00780/20220721h007800004f.html

〇原子力規制委員会告示第４号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和四年七月六日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和４年７月 21 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

別表の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正頷欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

表２中「東京電力株式会社」を「トウキョウデンリョクホールディングス株式会社」に改める。

別表　原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
第２　原子力災害事前対策 ［⑴～⑸　略］ ⑹　緊急時モニタリングの体制整備 ①　緊急時モニタリングの目的及び事前対策	第２　原子力災害事前対策 ［⑴～⑸　同左］ ⑹　緊急時モニタリングの体制整備 ①　緊急時モニタリングの目的及び事前対策

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と OIL に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質の濃度を、時宜に応じて把握し、国、地方公共団体及び原子力事業者で共有し公表することが重要である。それらは、住民等や緊急事態応急対策に従事する者の防護措置を適切に実施するための判断材料となる。 ［略］ ② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割 緊急時モニタリングの実施に当たっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合う。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「関係指定公共機関」という。）は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援する。 ［略］ ［③～⑥ 略］ ［⑺～⑼ 略］ ⑽ 諸設備の整備 ［略］ また、被ばくの可能性がある環境下での作業であることを考慮した防護資機材の整備が必要である。 ［略］ ⑾ ［略］ ⑿ 緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策 ① 放射線防護に係る指標 緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）等に規定する緊急作業に従事する者について、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を超えないように	緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と OIL に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質の濃度を、時宜を得て把握し、国、地方公共団体及び原子力事業者で共有し公表することが重要である。それらは、住民や屋外で原子力災害の防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）の防護措置を適切に実施するための判断根拠となる。 ［略］ ② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割 緊急時モニタリングの実施に当たっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合う。また、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援する。 ［略］ ［③～⑥ 略］ ［⑺～⑼ 略］ ⑽ 諸設備の整備 ［略］ また、放射線の影響下での作業であるための防護資機材の整備が必要である。特に、この資機材の中には汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備の整備が必要である。 ［同左］ ⑾ ［同左］ ［加える。］

しなければならない。 これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限炭（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考とする。 ② 防護装備等の整備 国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備しておく必要がある。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、緊急事態応急対策に従事する者が防護装備等を速やかに利用できるよう、必要な整備を行わなければならない。原子力事業者は、緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要に応じて、防護装備を貸与するなどの措置を講じなければならない。	
⒀ 緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練 原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。 ［略］ ① 教育 緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、その緊急事態応急対策に従事する者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順、放射線防護に係る指標、自らの防護措置等を教育	⒀ 防災業務関係者等に対する教育及び訓練 原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。 ［略］ ① 教育 防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員全てに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対

する必要がある。また、緊急時の初動対応に当たる組織は同対応を行う者に対して、特に、原子力事業者は原子力施設においては現場の職員全てに対して、緊急時の初動対応の手順を教育しなければならない。これらの教育については、国、地方公共団体及び関係指定公共機関か実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。	応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。
②　［略］	②　［同左］
第３　緊急事態応急対策	第３　緊急事態応急対策
［⑴～⑷　略］	［⑴⑷　同左］
⑸　防護措置及びその他の必要な措置	⑸　防護措置及びその他の必要な措置
［略］	［略］
［①～⑦　略］	［①～⑦　同左］
⑧　緊急事態応急対策に従事する者の防護措置 緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、法令に基づく被ばく限度又はあらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。 原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動することを基本とする。 緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。 民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行わなければならない。	⑧　防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段及び連絡手段の確保が必要である。　また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
⑨　［略］	⑨　［略］
⑹　［略］	⑹　［略］
第５　東京電力ホールディングス株式会社福島第一原	第５　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る

子力発電所に係る原子力災害対策 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。　当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における住民等が受ける被ばくは他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第２　原子力災害事前対策」及び「第３　緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。 ⑴　緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）では住民等の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。 当該特定原子力施設において、住民等の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断	原子力災害対策 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。　当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における周辺住民等が受ける放射線影響は他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第２　原子力災害事前対策」及び「第３　緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。 ⑴　緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）のうち避難指示解除準備区域や居住制限区域では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。 当該特定原子力施設において、周辺住民等の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、

し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。 ［略］ ・警戒事態　避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を準備する。 ・施設敷地緊急事態　避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域 ・時立入をしている住民等の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を準備する。 ・全面緊急事態　避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を開始する。 ［略］ ⑵　緊急事態区分を判断する基準 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民等の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。 ①　東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準 ②　東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る基準本指針中、表２の「６．東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」又は（９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。）」を適用する。 ③　東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、五号炉及び六号炉に係る基準原子炉の状態に応じて、本指針中、表２の「１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ガボーディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を	当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。 ［略］ ・警戒事態　避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。 ・施設敷地緊急事態　避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域 ・時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。 ・全面緊急事態　避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する ［略］ ⑵　緊急事態区分を判断する基準 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民等の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。 ①　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準 ②　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る基準本指針中、表２の「６．東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」又は（９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。）」を適用する。 ③　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、五号炉及び六号炉に係る基準原子炉の状態に応じて、本指針中、表２の「１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のた

除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施　設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの」、「７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの」又は（９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。）」を適用する。 ⑶　原子力災害対策重点区域 ［略］ なお、当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定したとしても住民等に重篤な確定的影響が生じるおそれはないことから、実用発電用原子炉施設について定めるＰＡＺに相当する区域を、当該特定原子力施設について定める必要はない。 ［⑷～⑸　略］	めの施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「５．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの」、「７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43 条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの」又は（９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。）」を適用する。 ⑶　原子力災害対策重点区域 ［同左］ なお、当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定したとしても住民に重篤な確定的影響が生じるおそれはないことから、実用発電用原子炉施設について定めるＰＡＺに相当する区域を、当該特定原子力施設について定める必要はない。 ［⑷～⑸　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年7月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H_oQxtPWIOfxhQqNY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年7月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_4UwtfSJOP1gQ-JY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年７月21日版）

＜厚生労働省　2022年7月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B-II3svOOP_pnRSVY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_YYNOcgb_L4Oy-BY

◇マスコミ報道　見出し

・全国のコロナ感染確認 過去最多 18 万 6246 人 35 都府県で最多

＜NHK　2022 年 7 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220721/k10013729931000.html

・東京 コロナ 5 人死亡 3 万 1878 人感染確認 初の 3 万人超 過去最多

＜NHK　2022 年 7 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220721/k10013729311000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zbY9CfgrzI4--xBY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8Yq8-sgsTi3_FaxY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン３回目接種の接種対象者数と接種状況について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4ZoRJdQH4KISOnxY

・新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付（令和４年７月 26 日リリース予定）情報を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 7 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zbY9CfgrzI4-_5BY

・ワクチン接種証明書 8 月からコンビニで交付へ 厚生労働省

＜NHK　2022 年 7 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220720/k10013726821000.html

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、厚生労働省は来月からワクチンの接種証明書を全国のコンビニエンスストアで交付を始めることを決めました。

新型コロナワクチンの接種証明書は去年 7 月から全国で導入され、自治体によって書面や携帯電話のアプリでの提示が飲食店の利用やイベントの参加、宿泊補助を受ける際などの条件とされてきました。

ただ、書面での取得は自治体の窓口に出向くか、郵送で申し込みをするなどの必要があったため、厚生労働省はコンビニエンスストアの端末から交付できるよう整備を進めていました。

その結果、今月 26 日から北海道などの一部のコンビニエンスストアで交付を始め、来月中旬からは全国のセブンイレブンの店舗で交付できるようにする方針です。

取得にはマイナンバーカードが必要で、料金は 1 通 120 円、交付時間は日曜祝日を含めて午前 6 時半から午後 11 時となっています。

また、海外で使う接種証明書も一度、自治体の窓口で手続きを取れば、2 回目以降はコンビニエンスストアで取得できるということです。

厚生労働省は今後、ほかの会社の店舗でも交付できるよう整備を進める方針です。

◇大学等関係

・コロナ 3 度目の夏休み開始　21 日から、行動制限なし

＜共同通信　2022 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/922074039052320768?c=39546741839462401

　新型コロナウイルス下で 3 度目の夏休みが、21 日など週内に多くの地域で始まる。政府は社会経済活動の維持のため行動制限をかけない方針。帰省、旅行に際してワクチン接種や検査を促す。航空、観光業も客足の回復に期待しつつ、オミクロン株の新たな派生型「BA・5」による流行「第 7 波」の急拡大の影響を懸念。専門家は、人出で感染者が一層増える可能性を指摘している。

　7～8 月の航空会社の国内線予約は堅調に推移している。日本航空はコロナ前の 80％程度まで戻す見通しで、全日本空輸も昨年に比べて多くの需要を確認した。

観光地もにぎわいが戻りそうだ。

2022年のコロナ下の夏休みシーズン

政　府	行動制限なし
専門家の見方	接触の機会が増えることもあり、多くの地域で感染増が見込まれる
国内旅行（JTB調査）	7000万人（予想）（前年同期比75%増）
プロ野球、高校野球の甲子園大会	予定通り開催（甲子園は3年ぶりに一般観客を入れる）

◇マスコミ報道　見出し

・沖縄県 医療ひっ迫で不要不急の外出自粛など 行動制限要請へ

＜NHK　2022 年 7 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220721/k10013729971000.html

・都内の救急車稼働率 98%超える コロナ感染者の救急搬送が急増

＜NHK　2022 年 7 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220721/k10013730171000.html

****

[3] *健康安全*

◇令和４年度「薬と健康の週間」の実施について

＜厚生労働省　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F_IYztveKO_5jQCFY

令和４年１０月１７日（月）から１０月２３日（日）までの１週間

****

[4] *医薬品等*

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 44 号）

［官報］　令和 4 年 7 月 19 日　本紙　第 778 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220719/20220719h00778/20220719h007780001f.html

○農林水産省令第 44 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 7 月 19 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第二　（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～四十五　（略） 四十六　フルネベトマブ（遺伝子組換え）及びその製剤 四十七　ベジンベトマブ（遺伝子組換え）及びその製剤 四十八～五十七　（略）	別表第二　（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～四十五　（略） （新設） （新設） 四十六～五十五　（略）

別表第三（第百六十八条関係） 　牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 　一～百十五　（略） 　百十六　フルネベトマブ（遺伝子組換え） 　百十七～百二十一　（略） 　百二十二　ベジンベトマブ（遺伝子組換え） 　百二十三～百四十六　（略）	別表第三（第百六十八条関係） 　牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフ□キサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 　一～百十五　（略） 　（新設） 　百十六～百二十　（略） 　（新設） 　百二十一～百四十四　（略）

　　附　則

　この省令は、公布の日から施行する。

◇アデュカヌマブ、認知症患者の希望だったのに　米「迅速承認」に賛否

＜朝日新聞　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ7M6FL5Q7MULFA020.html

　世界には認知症患者は約 5 千万人いて、そのうち 7 割がアルツハイマー型とされる。早期の段階で使うことが前提の治療薬「アデュカヌマブ」は、今も普及していない。患者や医療関係者は次の新薬の登場を願う。

　米ニューヨークから車で 2 時間ほどの郊外の町。大通り沿いにある認知症専門病院の小部屋で、フィル・グティスさん（60）は今年 5 月に点滴を受けていた。右腕から伸びる管は、頭上にある薬剤へとつながる。袋には米国の製薬会社「Biogen」と印刷されたシールが貼ってある。アルツハイマー病の治療薬アデュカヌマブだ。

　グティスさんは薬の承認前から臨床試験（治験）に参加していて、月に 1 度ほど 90 分かけて点滴を受けるという。「もう 50 回以上、この点滴を受けてきた。ここに来るたびに希望を感じている。この薬は私の人生に必要不可欠だ」

「FDA は正しい決断した。なのに…」

　グティスさんはかつて米紙ニ…

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇清酒の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 30 号）

　　［官報］　令和 4 年 7 月 19 日　本紙　第 778 号　3～5 頁

　　https://kanpou.npb.go.jp/20220719/20220719h00778/20220719h007780003f.html

****

[6] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があ

った件（環境省告示第 57 号）

［官報］ 令和４年７月 20 日 本紙 第 779 号 3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220720/20220720h00779/20220720h007790003f.html

---

◇大規模イベント会場における食品ロス削減実証の実施について 8 月 3、19 日

＜消費者庁 2022 年７月 20 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/029449/

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇ヨーロッパで記録的な暑さ イギリス各地で観測史上初の 40 度超

＜NHK 2022 年７月 20 日＞ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220720/k10013727111000.html

---

◇猛威の欧州熱波 スペイン、ポルトガルで死者 1100 人超か

＜毎日新聞 2022 年７月 20 日＞ https://mainichi.jp/articles/20220720/k00/00m/030/053000c

---

◇欧州を記録的熱波が襲う 英で史上初 40 度超、火災発生

＜共同通信 2022 年７月 20 日＞ https://nordot.app/922288576693256192

◇米でも熱波、１億人影響 各地で最高気温更新も

＜共同通信 2022 年７月 20 日＞ https://nordot.app/922241266625445888

****

[8] ***エネルギー問題***

◇原発９基稼働も、需給逼迫 頼みは老朽火力―綱渡りの今冬電力見通し

＜時事ドットコム 2022 年７月 20 日＞ https://www.jiji.com/jc/article?k=2022071901037&g=eco

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度「平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省 CO2 独立型施設支援事業」の３次公募開始について

＜環境省 2022 年７月 19 日＞ https://www.env.go.jp/press/press_00259.html

---

◇令和４年度環境技術実証事業における実証機関公募について

＜環境省 2022 年７月 19 日＞ https://www.env.go.jp/press/press_00233.html

---

[調査結果]

◇令和４年７月の消費生活意識調査結果について

＜消費者庁 2022 年７月 20 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/029501/

「消費生活意識調査」では、消費者の意識や行動、消費者問題等について、その時々のテーマで随時調査を実施しています。令和４年７月は、「子供の製品・サービスの安全」を中心に調査を行いました。

****

[10] ***その他省庁発表***

◇特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 251 号）

［官報］ 令和４年７月 21 日 本紙 第 780 号 3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220721/20220721h00780/20220721h007800003f.html

---

◇日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2022 年７月分）

＜経済産業省 2022 年７月 20 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220720001/20220720001.html?from=mj
https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220720001/20220720001-a.pdf
---

◇国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・国土交通省令第２号）

［官報］ 令和４年７月 20 日　号外　第 156 号　1～7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220720/20220720g00156/20220720g001560001f.html
---

◇高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示（厚生労働省・国土交通省告示第２号）

［官報］ 令和４年７月 20 日　号外　第 156 号　8～9 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220720/20220720g00156/20220720g001560008f.html
---

◇強制労働の廃止に関する条約（第百五号）（条約第９号）

［官報］ 令和４年７月 21 日　号外　第 157 号　1～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220721/20220721g00157/20220721g001570001f.html

あらまし

◇強制労働の廃止に関する条約（第百五号）（条約第九号）（外務省）

この条約は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものである。この条約は、前文、本文一〇箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

１ 強制労働の禁止等（第一条関係）

加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

㈠ 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
㈡ 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
㈢ 労働規律の手段
㈣ 同盟罷業に参加したことに対する制裁
㈤人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

２ 強制労働の廃止のための措置（第二条関係）

加盟国は、第一条に規定する強制労働の即時な措置をとることを約束する。の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的

３ 最終条項（第三条～第一〇条関係）

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年８月の石綿健康被害判定小委員会・分科会の開催について　　８月４,12,19,24,29 日
＜環境省　2022 年７月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00268.html
医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・令和４年度第１回エコチル調査企画評価委員会の開催について　　７月 27 日
＜環境省　2022 年７月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00269.html
（１） 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施状況について
１）環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室からの報告
２）国立環境研究所エコチル調査コアセンターからの報告
（２） エコチル調査基本計画の改定案について

（３） その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 177 回）の開催について　　7 月 27 日

＜内閣府　2022 年 7 月 19 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_177.html

（１）動物用医薬品（セフロキシム）の食品健康影響評価について

（２）動物用医薬品（アンプロリウム）の食品健康影響評価について

（３）その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 178 回）の開催について　　7 月 27 日

＜内閣府　2022 年 7 月 19 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_178.html

（１）飼料添加物（塩酸Ｌ-ヒスチジン）の食品健康影響評価について

（２）飼料添加物（ギ酸）の食品健康影響評価について

（３）その他

・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２２６回）の開催について　　７月２８日

＜内閣府　2022 年 7 月 21 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_226.html

（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について

・コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品・飼料）

・長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネ LBFLFK（食品・飼料）

（２）その他

・食品安全委員会（第 868 回）の開催について　　7 月 26 日

＜内閣府　2022 年 7 月 21 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai868.html

（１）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散２％）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損１型・２型）生ワクチン（ボベラ）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「モサプリド」に係る食品健康影響評価について

（３）食品安全委員会の運営について（令和４年４月から６月まで）

（４）その他

・「第４回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会工作物に関するワーキンググループ（ペーパーレス）」を開催します　　7 月 28 日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3acSl9arGt9CY0BY

⑴　工作物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等について

⑵　その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　８月４日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d5J4rru-SI-Z7WjlY

・第３回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会を開催します　　7 月 29 日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J8Io_uvuGN_JvTy1Y

（１）「大麻草の適切な栽培及び管理の徹底」2

（２）「これまでの議論の振り返り」

・薬事・食品衛生審議会　再生医療等製品・生物由来技術部会を開催します　　８月３日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5Z6o7tw4WjnrA3hY

・第８回　医薬品等行政評価・監視委員会　議事録　　６月 22 日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5Z6o7tw4WjnrA_hY

１．医薬品等行政評価・監視委員会の意見に係る実施状況の報告について

２．委員の求めに応じた薬事制度・施策の実施状況について

３．医薬・生活衛生局からの定期報告について

４．医薬品等行政評価・監視委員会における海外調査について
５．医薬品等行政評価・監視委員会の活動状況について
６．その他
・中央環境審議会土壌農薬部会バイオレメディエーション小委員会（第８回）及び産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ（第15回）　　７月26日
＜経済産業省　2022年７月20日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46367
　　微生物によるバイオレメディエーション利用指針に関する浄化事業計画の審議
・第１回　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　原子力小委員会　廃炉等円滑化ワーキンググループ　　７月27日
＜経済産業省　2022年７月21日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46426
1. 円滑かつ着実な廃止措置の実現に向けて
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第６回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第６回））　　７月１９～２５日
＜厚生労働省　2022年７月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-Rzy3g3KhRgS0chrY
＜文部科学省　2022年７月19日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiyac8fspbmwXbK
（予定）:「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第６回）（厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第８回））　資料
　　７月１９～２５日
＜厚生労働省　2022年７月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_4QPO8oZ_rwMyiJY
【議題】
１.「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
【配付資料】
資料１　：生命・医学系指針見直しの方向性について（案）
参考資料１：令和３年改正個人情報保護法について～令和５年４月の完全施行に向けて～（第５回合同会議資料１）
参考資料２:「試料・情報」に関する論点整理（第４回医学系研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議タスクフォース資料１）
参考資料３：令和５年４月施行に向けた今後の予定（案）
参考資料４：生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議委員名簿
参考資料５：参照法令等一覧
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第６回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第６回））　資料　　７月１９～２５日
＜厚生労働省　2022年７月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xb41AfAjxIY28FhY
・「令和４年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催　　８月４日
＜総務省消防庁　2022年７月21日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/6b8b53281f9e0a60004d8a9b32210c5b36acf242.pdf
　近年の救急自動車による救急出動件数を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民の衛生意識の向上、不要不急の外出自粛といった行動変容等の影響により、一昨年中の救急出動件数は一時的に減少したものの、令和３年中においては、約619万件（速報値）と前年比で約26万件増加しました。未だ新型コロナウイルス感染症への対応に予断を許さない状況が続く中、今後も高齢化の進展や、環境及び生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念されています。
このような状況の中で、今後も救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持

続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組みを実施することが求められています。
今年度の検討会では、救急業務の円滑な実施と質の向上をテーマに「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた検討」及び「救急隊員等の行う観察・処置等に係る検討」を行います。
・第６回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　７月 26 日
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5Z4VIdAD5KYW0bhY
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他
・日本産業標準調査会第 68 回標準第一部会　　７月 20 日
＜経済産業省　2022 年７月 19 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46328
1. 日本産業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託（審議）
・大学研究力強化委員会（第７回）の開催について　　８月３日
＜文部科学省　2022 年７月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agi3ac8iajiK4LbH
1. 大学研究力強化に向けた取組について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ第 19 回会合（WGIA19)」の結果について　　７月 7～13 日
＜環境省　2022 年７月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00267.html
　今回の会合には、我が国を含む WGIA メンバー国の 16 か国や米国環境保護庁の政府関係者、国際機関の関係者、研究者等（総計約 110 名）が参加し、温室効果ガスインベントリの相互学習を行うとともに、途上国が提出した国別報告書（NC）及び隔年更新報告書（BUR）に含まれる最新のインベントリに加え、パリ協定における強化された透明性枠組み（ETF）の下の新しい報告形式やツール及び分野横断的なガイダンスについて議論等を行い、参加国の透明性に関わる能力向上支援と、ネットワークの更なる強化を図りました。
・大学院部会（第 107 回）　議事録　　６月 16 日
＜文部科学省　2022 年７月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiyac8fspbmwXbN
1. 大学設置基準の改正に伴う大学院設置基準等の改正　について
2. 「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策　中間とりまとめ報告　について
3. 人文科学・社会科学系の大学院教育に関する方向性　中間とりまとめ　について
4. その他
・教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ（第４回）配布資料　　７月 19 日
＜文部科学省　2022 年７月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiyac8fspbmwXbI
1. 平川委員御発表
2. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた教科書・教材・ソフトウェアの在り方について
3. その他
****

[12] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***
・サル痘について情報を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年７月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7ZbWN_pD6dawyPBY

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年７月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220720.html
---

◇***その他***

・医学部授業、あえてオンライン　医師の目線で実習、遠隔でも「わかりやすい」
＜朝日新聞　2022 年 7 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15360355.html
　オンライン授業を対面授業の代わりではなく、もっと高い教育効果をもたらすものにする。そんな試みを一部の国立大の医学部が始めた。手術の様子を見せるにはカメラの目を活用したほうが分かりやすい面もあり、好評のようだ。
　■「対面」以上の効果狙う　岐阜大
　岐阜大（岐阜市）で６月下旬、手術の手技をオンライ…
――――――――――

・日本の技能実習で「強制労働」　米報告書、政府対応を批判
＜共同通信　2022 年 7 月 20 日＞　https://nordot.app/922244075339120640?c=39546741839462401
　米国務省は 19 日、世界各国の人身売買に関する 2022 年版の報告書を発表した。日本で外国人技能実習制度の参加者が「強制労働」をさせられているとの報告があると指摘。人身売買に関与した悪質な仲介業者や雇用主の責任を日本政府が追及していないと批判し、4 段階評価で上から 2 番目のランクに据え置いた。
　国務省は過去の報告書でも日本の外国人技能実習制度を繰り返し問題視。22 年版は、技能実習制度の下での強制労働の報告が、日本政府が把握している数を大幅に上回っているとした。被害者保護に関する「政治的な意思」が欠如し、抑止効果が弱いとして厳罰化を要求した。
――――――――――

・「理系専攻を５割に」重視政策次々　「文理横断の推進」　教育未来創造会議
＜朝日新聞　2022 年 7 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15359330.html
　政府の教育未来創造会議（議長＝岸田文雄首相）が５月、理系分野を専攻する大学生の割合について、２０３２年ごろまでに現在の３５％から５０％程度に増やす目標を掲げた。デジタルや脱炭素といった成長分野の学部設置を促す基金創設や理系学生への奨学金拡充など、理系重視の政策が目白押しだ。文部科学省などは８月まで…
――――――――――

・重要技術 20 分野から選定へ　経済安保、AI や宇宙関連
＜共同通信　2022 年 7 月 19 日＞　https://nordot.app/922077678094598144?c=39546741839462401
　5 月に成立した経済安全保障推進法に基づき、政府が重点的に育成する「特定重要技術」の指針案が 19 日、分かった。人工知能（AI）やバイオ、宇宙関連技術など約 20 分野から選定し、5 千億円規模を見込む基金から研究開発のための資金を拠出する。中国が台頭する中、国力を左右する次世代技術への政府の関与を強め競争力を高める。
　20 分野は他に輸送に関する極超音速や半導体、医療・公衆衛生、サイバーセキュリティーなど。関係省庁や有識者が参加する会議が 20 分野から絞り込む。選定後、年内に研究者を公募する。研究者が守秘義務に違反すれば 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科す。
****
[付録]
◇「いつ事故が起きても不思議ではない」名門・東京女子医大が“存続の危機”　理事長“女カルロス・ゴーン”の「疑惑のカネ」《内部資料入手》
＜文春オンライン　2022 年 7 月 19 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/55927
　都民の命を守る東京女子医科大学病院が、いま存続の危機に立っている。医師・看護師らの大量退職が続き、毎月 2 億円を超すペースで赤字が出ているのだ。
　この危機を招いたとされる“女帝”理事長の公私混同、そして元宝塚スター親族企業らが関係する「疑惑のカネ」を徹底追及する――。（全 3 回の 1 回目）
※週刊文春 2022 年 4 月 28 日号（4 月 21 日発売）に掲載された記事に、取材を追加して再構成
********** 以上 **********